



南相馬市告示第99号

本市の区域内の町の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成26年6月30日

南相馬市長 桜井 勝延



変 更 調 書

編入する町名	同左に編入される区域	
原町区小川町	原町区東町三丁目	1-1